

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
総括研究報告書

東京地下鉄サリン事件等における救護・医療対応記録の
保存・活用に向けた実証研究

研究代表者 奥村 徹 （公財）日本中毒情報センター理事

研究要旨

松本・東京地下鉄両サリン事件から30年近く経ち、事件に関する記録、資料が散逸、逸失し始めており、これを防ぎ、人類共通の知的教訓遺産として、後世に保存、伝承しておくことは極めて重要なことである。そのために必要な法的課題、考慮すべき点を網羅的に検討した。その上で、最終的にサリン事件関連アーカイブスとして事業化するために、具体的かつ詳細な仕様書にまとめた。これを基に、サリン事件関連の貴重な記録、資料を保全し、まとめ、整理して、活用される道が開ける事が期待される。

奥村 徹
（公益財団法人
日本中毒情報センター）

A. 研究目的

1995年に発生した東京地下鉄サリン事件は、前年に発生した松本サリン事件と共に、市民に対するテロの手段として化学剤を使った史上初めての例であり、世界的に大きな衝撃を与えたが、事件から25年が経過した現在、事件の風化が進み、被害者の診療録が廃棄されるなど、極めて貴重な記録が散逸しつつある。本事件の記録を残し、次世代に繋ぐことは社会的・国際的責務である。そのため、事件の風化を食い止めるため、関係諸機関における事件の救護・医療に関するデータを収集、アーカイブ化し、研究等に活用することが望まれる。令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化のための研究」及び令和2年度同補助金「東京地下鉄サリン事件等におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化とレファレンス機能構築に向けた実証研究」（ともに研究代表者：奥村徹、以下奥村班）で実施された救護・医療対応記録に関するアンケート調査においては、受診者の特定が困難なケースや被害者の受け入れ実績そのものの記録が残っていない事例など、その回答率自体が低迷した。また、事件報道を行ったマスコミ各社の

アンケート調査に対する反応も濃淡が分かれた。アーカイブデータを活用したレファレンス機能についても、法的な観点での整理が必要と考えられた。これまでの奥村班では、サリン事件被害者をアーカイブ化の方法論や課題、資料の存否について検討されたが、現時点では、アーカイブとして機能する十分な資料が把握された状況にはない。本研究においては、本件に関する記録保存の重要性に関して広く社会に周知を図るための方法論を検討・実践するとともに、過去の奥村班の研究において明らかとなった課題について、個人情報保護法、情報公開法の課題などの論点整理を更に進め、アーカイブ・レファレンス機能の構築の法的根拠を明確化させるための一助とする。一方、クリアすべき課題の多い過去の資料に比して、本人の承諾を得やすいオーラルヒストリー聴取に関してはすでに令和2年度の奥村班で着手したが、本研究において聴取を進め、デジタルデータとして保存を進める。最終的には、アーカイブ化事業の仕様書としてまとめ、より具体的なアーカイブ化のあるべき姿の詳細を提言する。

B. 研究方法

アーカイブ化の実現には、本記録の重要性に関して広く社会に周知を図ることが重要である。アーカイブ化に関心や理解のあるマスコミ関係者とも連携を取りながら、アーカイブ化は個人情報を暴き出したり、個人に不利益をもたらすものではなく、過去の事例からの教訓や新たな知見を引き出す重要なツールであることの真意をご理解頂くための努力を重ね

た。令和2年奥村班では、新聞社や公共放送テレビ局とも連携したが、本研究にはさらにこの連携を強め、より多くの記事、番組でアーカイブ化を取り上げて頂くよう努力した（奥村研究代表者）。

前川分担研究者は、アーカイブ化の意義について、考察を行った。

石松分担研究者は、聖路加国際病院で実際に診療録、関係資料の保全とデジタル化にあたった。

森田分担研究者は、松本サリン事件関係の診療録、その他、自治体が保管する資料に至るまで、関係資料の保全とデジタル化にあたった。

山末分担研究者は、本研究班で議論したアーカイブ事業化の過程で、被害者の皆様方に寄り添った事業を考える意味で、慢性期の検査項目の選定について考察した。

横山分担研究者は、アーカイブ化に対して、一般市民がどのように考えているか客観的なアンケート調査で分析した。

那須分担研究者は、アーカイブ化することによって、埋もれていたデータを使用して新たな知見を掘り起こすことが可能であるかを実際に研究し、検討した。

地下鉄・松本両サリン事件関係者も高齢化し、既に鬼籍に入られた方も出始めており、今となってはインタビュー出来ない関係者もおられ、毎年少しずつだが確実に機会が失われている。そうした意味で、オーラルヒストリーの保存の緊急性は高い。オーラルヒストリーについては、令和元年度奥村班で、阪神大震災におけるアーカイブとしての重要性から、令和2年度奥村班で試験的に実施しており、オーラルヒストリーの聴取を更に進めるとともに、その内容を精査し、アーカイブにおけるその役割について検討した（奥村研究代表者）。

また、医療関係者に留まらず、法曹界、報道機関、行政、立法関係者とも意見交換を行ない、アーカイブ化実現のための法的な課題に関する論点整理を行い、解決策を検討した。例えば、情報公開法における不開示がアーカイブ化のひとつの壁であることは、令和2年度奥村班によって明らかにされたが、情報公開法の課題など関係各省庁を含めた議論、意見交換を進め、アーカイブ化実現のための法的課題につき建設的議論を行った（岡本、藤田研究協力者）

こうして、アーカイブ化事業の仕様書としてまとめ、より具体的なアーカイブ化のあるべき姿の詳細を仕様書として提言した。

（倫理面における配慮）

倫理面においては、倫理委員会において然るべき倫理審査を行い、倫理的な問題を生じないように努めた。

C. 研究結果

サリン事件の救出、救護の記録、被災者の急性期・慢性期の医療記録は次世代に継承されるべき知的遺産であり、散逸、喪失を防ぐ為のアーカイブ化を進めるべきである。

東京地下鉄サリン事件の急性期医療情報とし診療録は重要である。また、医療機関に存在資料も併せて保存すべきである。そのため、診療録は電子カルテの一部としてスキャンして保存し、医療機関内の倫理委員会や診療録管理委員会の承認を得るべきで、診療録以外の資料は病院の責任でこれを保管する。また、診療録保管の法的義務は5年であり、サリン事件に関わる診療録を電子化して診療録として永久保存することを法的に義務化すべきである。

信州大学医学部附属病院が松本市の委託を受けて実施した住民に対する健康調査記録についても保管されていた。これらについても電子化を行った。また、事件発生時から20年に及ぶ松本市、松本市地域包括医療協議会の活動に関する記録は松本市健康福祉部においても数カ所に分かれて保管されている事が確認され、資料の散逸を防ぐ対策を講じて今後も永年保存することが確認された。

松本・東京地下鉄サリン事件の被害者における長期的な健康被害は、今もなお続いている。そのため、長期フォローの際に必要な性が高いと考えられる調査項目を検討した。PubMedを用いて網羅的に検索し、東京地下鉄サリン事件被災者の長期心身影響に関する研究論文から、総説論文や急性サリン中毒によって死去した剖検例の報告を除いて27編を同定した。同定した論文の内容を検討して調査項目をリストアップした。

今回の調査では、わが国の人口推計と一致する年齢構成の回答を得た。地下鉄サリン事件について知っているとした者は、40代以上では95%以上であったが、30代で85%、20代で70%と一旦落ち込み、19歳以下では74%と少し多かった。松本サリン事件については、地下鉄サリン事件と比べ認知度は下がり、50代以上で9割が、40代では9割を切り、30代では3人に一人は知らなかった、20代以下では半数以下があまり・ほとんど知らないと答え、年齢が下がるほど事件について知らなかった。両事件の資料保存については、大半が「保存」、「どちらかといえば保存すべき」に賛

成、アーカイブのいずれの役割についても「期待」、「どちらかといえば期待」していると回答、資料のいずれの内容についても保存に「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた。運営に関しては、税金が使われることを懸念する声もあったものの圧倒的に国の管理を支持しており、民間の運営に不安を有することが明らかになった。事件の資料の所有者はほとんどいなかった。公開範囲等の自由記載では、原則公開とする意見が多く、個人情報、被害者等の心情に沿った公開を望む意見、また模倣犯などの悪用を心配するコメントが多かった。アーカイブ化の根拠となる法律の制定については、7割の人々が賛成、分らないと答えた人が3割弱であった。

また、アーカイブ化によって、埋もれていたデータを使用して新たな知見を得られることが明らかとなり、さまざまな情報を保全し、新たな知見を掘り起こすことが可能であることが分かった。

オーラルヒストリー聴取では、21年12月24日に地下鉄駅構内で救急活動を行なった者。22年1月14日に、事件対応した医療機関の精神科医師、1月31日に事件対応した医療機関の看護師長、警察の分析担当者、2月3日に長野県松本市職員の保健師、3月8日に消防機関の救急車統制センター職員に聴取をおこない、忌憚ない貴重な証言を得る事ができ、今後も事業として継続すべきことを痛感した。

D. 考察

サリン事件で残された、診療録、搬送記録、その他は貴重な歴史的知的財産であり、これを保全し、整理、活用につなげることは極めて重要である。法的問題をクリアし、具体的な事業化を目指すためには、事業の仕様書案を本研究班として公開すべきものと思われた。

E. 結論

本アーカイブ化は、歴史的知的財産の保全という意味で今までの日本に欠けてきた概念であった（前川分担研究者）。カルテの保全においては、サリン事件に関わる診療録、医療機関に存在資料も併せて電子化して診療録として永久保存することを法的に義務化すべきである事が明らかになった（石松分担研究者）。また本研究により松本においては地域として資料の保全を継続して行くことが確認された（森田分担研究者）。

また、アーカイブ化は、何よりも被害者、ご遺族の心情に配慮されなければならない。その意味でアーカイブ事業には被害者の長期フォローも必要であると思われ、サリンの長期的影響をフォローするための検査項目を設定した（山末分担研究者）。そのための基礎研究として、一般市民にアーカイブについてのアンケート調査を行った（横山分担研究者）が、市民の多くがアーカイブ化に理解を示した。また、実際に2つの研究を通じて、アーカイブ化することによって、埋もれていたデータを使用して新たな知見を掘り起こすことが可能である事が検証された（那須分担研究者）。また、オーラルヒストリーは、現時点で史実の掘り起こしが出来、しかも関係者が今後も有望な手段であることが明らかとなった（奥村 徹研究代表者）。本研究班の最終目的は、アーカイブ化及びアーカイブの活用にある。個人情報保護、インフォームドコンセント、情報公開法、アーカイブ化法とも言うべき法的環境整備、など多数の課題があるが、各所との議論を進めて行くなかで障壁となりうる新たな課題についても論点整理を進めてこれをまとめた（岡本研究協力者、藤田研究協力者、資料1）。最終的にサリン事件関連アーカイブとして事業化するために、具体的かつ詳細な仕様書にまとめた（資料2）。これを基に、サリン事件関連の貴重な記録、資料を保全し、まとめ、整理して、活用される道が開ける事が期待される。

F. 健康危険情報

目下のところ、災害、事件を統一的、国レベルで効率的に集積するスキームがないため、貴重な記録は散逸し、同じような災害に直面した時、同じような失敗を繰り返す可能性がある。

G. 研究発表

1. 論文発表

監修 Tetsu Okumura WHO Public Health Response to Biological and Chemical Weapons: WHO Guidance:Blue Book 2022 (in press)

Tetsu Okumura 1.2 overview of Studies on long term health effects versus acute effects of 1.2.2 Nerve Agents In Practical Guide for Medical Management of Chemical Warfare Casualties: Long-term Health Effects OPCW 2022 (in press)

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

(資料1) アーカイブ事業化における法的問題整理

現行法下でアーカイブ化を行うことの法的限界

藤田卓仙・岡本祐司

1 アーカイブ構成資料

令和元年7月25日付「地下鉄サリン事件の救護・医療等情報の保存に関する決議」(オウム真理教対策議員連盟)によれば、この度のアーカイブ化の対象たる情報は「地下鉄サリン事件の被害者の救護・医療等に係る情報」、「地下鉄サリン事件に係る被害、被害者の状況、関係者がどのように対応したか等の情報」であり、これら情報が化体された物件(以下「アーカイブ構成資料」という。)として例示されているのは、「搬送記録、自衛隊・警察や消防・医療関係者等の現場での活動記録、地下鉄内における関係者の活動記録など」、「カルテ、司法解剖記録、搬送記録等」である。

詳細には、

- ・地下鉄事業者(具体的には帝都高速度交通営団(現東京メトロ))
- ・消防(搬送記録)
- ・医療機関(カルテ等)
- ・警察
- ・検察
- ・裁判所
- ・被害者本人、家族、被害者団体
- ・メディア等(NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等)
- ・著述家
- ・研究者、研究団体(後の健康調査)
- ・出版社
- ・地方公共団体

が保有する資料が想定される。

保有する主体によって、医師法・医療法等の医事法上の保存ルール、行政機関における公文書管理法に基づいた保存・移管のルール等があり、一方でアーカイブ構成資料を収集・利用するためには、個人情報保護法制、著作権法上の要件等を満たさなければならない。警察・検察や裁判所の資料の扱い等、詳細にはさらなる検討を要するが、以下本検討では、現行法上保存義務があるのか、顕名での収集ができるのかに関してを中心に述べる。

2 時間の経過による破棄、散逸のリスク—保存義務の必要性

アーカイブ構成資料のうちの重要な一類型として、被害者が医療機関で診療を受けた際に作成された医療記録——例えば、診療録、看護記録、救急搬送記録（医療機関作成分）、手術記録、諸検査記録、検査画像、診断書、剖検録——がある。

こうした医療記録の保存に関しては、現行法上、例えば、診療録については5年（医師法24条2項、保険医療機関及び保険医療養担当規則9条）、「療養の給付の担当に関する帳簿、書類その他の記録」については3年（保険医療機関及び保険医療養担当規則9条）、「診療に関する諸記録」（病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書）については2年（医療法施行規則20条10号、21条の5第2号、22条の3第2号、22条の7第2号）などと保存期間が定められている（期間の起算日は最終診療日と解される。）。

翻せば、これら保存期間を経過したものは保存が義務付けられない。地下鉄サリン事件は発生（平成7年（1995年）3月20日）から既に27年を経た。特別の配慮により、同期間経過後も長期間にわたって保存されている実情があるかもしれないが、医療機関の閉鎖、経営主体の変更等もあり得、配慮がいつ失われるとも限らない。これ以上、任意の保存に委ね続けるのは適切でない。

次に、行政機関の資料保存に関しては、公文書管理法で歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用のルールが定められている。歴史公文書等に関しては保存期間満了後、国立公文書館等への移管の措置をとること（公文書管理法5条5項）とされており、また、内閣総理大臣が特に保存の必要があると認める場合には歴史公文書等以外の行政文書ファイル等に関しても破棄しないよう求めることができ（公文書管理法8条4項）、行政機関外の国の機関の保有する歴史公文書等の適切な保存に関しても移管等の必要な措置を講ずるものとされている（公文書管理法14条）。また、個人や法人から寄贈・寄託された文書も含めて、国立公文書館等において、特定歴史公文書等として永久に保存されることとなっている（公文書管理法15条1項）。歴史公文書等に該当するかに関しては、レコードスケジュールにおいて評価選別がなされ、廃棄に際しては内閣府の事前同意を要するところ、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和4年2月7日全部改正）においては、「国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するもの」として「オウム真理教対策」が明記されている。また、東京都の「公文書の保存期間満了時の措置に関する指針（移管基準ガイドライン）」においても、移管

対象として社会的事件への対応施策（感染症対策・テロ対策・大規模災害対策等）とあり、通常は移管されるものと期待されるが、サリン事件に関する文書であっても文書にサリン事件と明記されていない等の事情によって破棄されるおそれが存在する。

そこで、アーカイブ構成資料がこれ以上、破棄等されないよう、保存を義務付ける必要がある。広島・長崎の原爆関連資料や水俣病関連資料等、同種の社会的事件の関連資料に関しては、官民において収集・保管・公開がなされているが、それら事例の扱いに照らしても、現行法ではサリン事件関連資料保存は十分なされていないため、立法によって保存を義務付けるべきであろう。

3 アーカイブ構築段階における顕名性に関して

アーカイブを供覧（公開・データ提供）する際に特定の被害者を識別できないようにすることは重要であろうが、少なくとも、アーカイブを構築する際には、特定の被害者について、遭難、搬送、受診、転帰という一連の経過を把握できること（資料が相互に紐づけされていること）が重要である。そうでなければ、アーカイブとしての価値は大きく減殺されてしまう。公文書管理法上の特定歴史公文書等においても、個人情報漏えいの防止のために必要な措置を取ることとはされている（公文書管理法第15条3項）が、移管・保存に際しての匿名化は求められていない。

個人情報保護法においては、本人の同意がある場合の他、法令に基づく取得・利用・第三者提供（個人情報保護法18条3項1号、20条2項1号、27条1項1号）や公衆衛生の向上のために特に必要であって同意取得が困難な場合の取得等（個人情報保護法18条3項3号、20条2項3号、27条1項3号）、学術研究目的での取得等（個人情報保護法18条3項5号・6号、20条2項5号・6号、27条1項5号・6号）が認められている。実際、がん登録法等においては、本人の同意によらずとも個人情報の収集・利用がなされている。

また、海外においても、個人データの保護に厳格とされている欧州の一般データ保護規則（GDPR）や、それに対応する欧州各国の個人データ保護法においても、医療情報のような特に厳格な扱いが求められる「特別な種類の個人データ」（GDPR第9条）であっても、生命に関する利益の保護（GDPR第9条2.（c））、法律に基づいた重要な公共の利益を理由とする場合（GDPR第9条2.（d））、法律に基づいた医療目的（GDPR第9条2.（h））、法律に基づいた公衆衛生目的（GDPR第9条2.（i））、そして法律に基づいたアーカイブや学術研究目的（GDPR第9条2.（j））での取り扱いは許容されている。実際、ナチス政権下での障害者に対する安楽死政策での犠牲者の記録をアーカイブしてい

るハダマー記念館では、GDPRに対応するドイツ連邦データ保護法(BDSG)、連邦並びにヘッセン州の公文書館法に基づいて、資料・データが取り扱われている。公益目的や学術研究目的だけでなく、正当な個人的または商業目的での利用も許容されており、安楽死の実施に関わった精神科医や看護師たちの実名や被害にあった障害者たちの実名もフルネームで公開されている。この顕名での公開に関しては、プライバシーの観点から議論も生じたが、法的には適法とされており、遺族の中には公開に反対するものもいる一方で、公開がなされることで犠牲者の人格的な尊厳の回復に寄与するとする意見もある。

これらに鑑みて、立法によって顕名での収集を義務付けることに関しては、適切な安全管理措置をとっているのであれば、プライバシー上のリスクも必ずしも大きくはなく、個人情報保護法上の問題は、その情報収集・保存の必要性に比して小さいものとする。

4 今後の検討事項

以上のように、少なくともアーカイブ構成資料の顕名での収集・保存のための法的な手当が求められるところである。一方で、収集した資料の公開や第三者提供を含めた利用に際しては、通常アーカイブ資料は原則として公開されるものであるが、その機微性に鑑み、匿名化を行う等によって必要最小限での利用にとどまるような配慮をすべきであり、上記立法化に際しては、これら利用の局面も含めて規定が求められる。

特に、公開・利用に際しては、著作権法上の要件への配慮が必要である（例えば、公表権に関して、特定歴史公文書としての扱いの一部については著作権法18条3項で手当がなされている。）。また、資料の収集の根拠・主体によっては、上記以外の法律（刑事確定記録に関する刑事確定訴訟記録法の規定等）の観点への配慮も求められる。

以上

(資料2 サリン事件アーカイブ事業仕様書案)

1. 事業名

サリン事件アーカイブ事業 (英語名 Sarin Attack Archive Project: SAAP)

2. 目的

平成6年、7年に松本・東京地下鉄両サリン事件が起こり、既に27年が経過している。現在、当時の被害状況等に関する情報の一部は既に散逸、喪失し、被害者や当時の関係者は高齢化し、事件を知らない若い世代も増えてきている。そこで事件を風化させることなく、また後世に未曾有の大事件を伝え、国際的にも貴重な人類の記録を残していく意味でも、被害、被害者の状況、関係者がどう対応したか等を保存してゆくことは極めて重要な課題である。

とりわけ、事件の被害者のカルテをはじめとした救護・救出や医療等に関わる情報は、化学テロ等に対する危機管理能力向上のためには、日本の国家・国民のみならず世界全体の貴重な財産であると言える。

そこで、これらの貴重な資料の散逸、喪失を防ぎ、当時の情報、記録をそのままの形で後世に残すことを目的として、サリン事件アーカイブ事業を立ち上げるものである。本事業は、単に既に存在する記録の保全のみならず、事件関係者のインタビュー（オーラルヒストリー）や公開資料の収集、公開資料の展示スペースの設置、インターネット上のサリン事件アーカイブサイトの立ち上げ、現在も後遺症に苦しんでおられる被害者の調査、さらには集まった資料の活用方法の継続的な検討も含め、被害者への理解、救済も含めた総合的な事業とする。両サリン事件は過去の事件ではなく、被害は今も続いている。

3. 事業内容

以下の内容を実施する。

- (1)アーカイブ事業本部事務局の設置
- (2)両サリン事件に関わる関係公開資料の収集、保管
- (3)公開資料を所有する機関（報道機関、出版社等）と公開にあたっての著作権交渉
- (4)両サリン事件に関わる関係非公開、未公開資料の特定
- (5)関係諸機関において上記の保存のために必要な環境の整備
- (6)関係する機関との連絡調整
- (7)アーカイブサイトの作成と他の先行アーカイブとの連携
- (8)両事件関係者に対するオーラルヒストリー聴取

- (9)資料の活用に関して常設委員会を設置し、継続審議
- (10) 両サリン事件に関わる公開資料の収集がまとまれば、適宜、公開資料の展示スペース（仮称 サリン事件資料センター、東京築地の1箇所）にて公開
- (11) 被害者の現況調査
- (12) 資料の多言語化による国際化作業

4. 事業が関係する機関等

地下鉄事業者（具体的には帝都高速度交通営団：現東京メトロ）、消防（総務省消防庁、東京消防庁、松本市消防本部等搬送記録）、医療機関（カルテ等）、警察（警察庁、警視庁、長野県警、科学警察研究所、科学捜査研究所等）、司法機関（検察、裁判所）、被害者本人、家族、被害者団体、メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）、著述家、研究者、研究団体（後の健康調査）、出版社、地方公共団体、その他事件に関係するあらゆる機関。

5. アーカイブ事業本部事務局の設置

アーカイブの本部事務局を置き、常勤職員を配置して、事務局全般の事務処理とともに、資料の収集、整理、オーラルヒストリーの聴取、保存を行う。作業場所及び作業に必要な設備・機器、備品及び消耗品等は、受託者の責任において用意すること。また、作業場所及び設備・機器については、併せて写真も添付すること。作業場所及びデータの保管場所は日本国内とすること。作業場所及びデータの保管場所における情報漏えいを防ぐため入退室管理等の対策が講じられていること。資料を保管する鍵付きの棚等を用意すること。本業務で使用する機器に対し必要なセキュリティ対策等が講じられていること。

本部事務局では、市民、関係者、マスコミからの問い合わせにも応じ、本アーカイブに関して懇切丁寧な説明を心がける。また、アーカイブスの構築に関しては専門のアーカイビストを雇用することが好ましいが、これが不可能な場合にも適宜、アーカイビストの専門的助言を生かすものとする。

オーラルヒストリー聴取は関係者を中心に年間100名前後行う。当初は、事件に対応した関係者を中心に聴取を行うが、精神科の専門医師とも相談しながら、トラウマを呼び起こすことはないかどうかにも留意しながら、被害者のインタビューは慎重に行うものとする。

6. 資料の収集、保存、公開の考え方

基本的にそれぞれの機関が保有する非公開情報、資料（例えば、診療録、検査結果等）はそのままの形でその場所で保管することを原則とする。また、同資料は

そのままの形でデジタル化する。各機関が保管するために必要な経費、デジタル化のための経費は本事業で負担する。また、昨今の医療を取り巻く環境の厳しさから、医療機関が閉鎖される場合には、所持しているカルテ等の資料を事務局で厳重に保管する。国の行政機関の資料は、公文書管理法や内閣総理大臣決定（平成23.4.1）の「行政文書の管理に関するガイドライン」では、「オウム真理教対策」と保存が明記されているので、これらの文書が最終的に国立公文書館に保存される際にデジタルに連携が取れる様にする。都の行政機関では、「公文書の保存期間満了時の措置に関する指針（移管基準ガイドライン 令和元年 12.16）」にて社会的事件、テロに関しては最終的に関係文書は全て特定歴史公文書として東京都公文書館に保存される。こちらでもデジタルに連携が取れる様にする。公開されている情報は、当面、アーカイブ事業事務局にて保管し、収集がまとまれば、適宜、公開資料の展示スペース（仮称 サリン事件資料センター、地域性を考えると東京築地周辺）やネット上の公開資料として公開するが、著作権のあるものは、個々に交渉する。また、オーラスヒストリーに関しては、当初から対象者との約束で、30年後公開としているが、それまでは、アーカイブ事業事務局で保管し、30年後に公開するものとする。公開に関しては、後述するアーカイブ活用委員会（仮称）で分析に関する十分論議を尽くした上で、利用目的、条件により、必要最小限の情報を研究者に公開して分析を行うものとする。

7. 個人情報保護の考え方

被害者のプライバシーが尊重されることは第一に考えておくべきことであるが、例えば、ある被害者がいつ、どのように、どの機関で救助、救出され、どこの医療機関に搬送され、どのような治療を受け、どのような最終転帰に至ったか、などの流れを掴もうとした際に、各機関で匿名化の作業を行えば、そのような横の情報のつながりは失われてしまう。そのため、各機関では、厳重に個人情報を保全しつつも、将来的に30年後、50年後に、被害者、関係者全てが死亡し、故人のプライバシーが問題となくななくなった時点で、後世の研究者の解析を待つという考え方とする。この過程に於いては遺族、家族の感情に十二分に配慮する。

8. 資料の活用の考え方

本アーカイブの貴重な資料は、さまざまな知見に満ちている。これらの知見を如何に引き出せるかも本アーカイブに大いに期待されているところである。資料から如何なる分析ができるかを、医療者のみならず、法曹、人文系、社会学系研究者など広く客観的かつ集学的なアドバイザリーボード、アーカイブ活用委員会（仮称）を常設し、プライバシーの保護を最大限に尊重した資料の活用を検討す

る。

前項では、故人のプライバシーが問題とならなくなった時点で、後世の研究者の解析を待つという考え方とすると述べたが、もちろん、個人情報削除し匿名化する場合でも有意義な調査、検討はできる。これに関してもアドバイザリーボード、アーカイブ活用委員会（仮称）で分析方法を検討する。その上で、情報を持つ機関に匿名化作業を依頼し（これに関わる費用は本事業で負担する）、匿名化された資料を元に分析を行う。

本アーカイブ資料活用に関わる臨床研究は、観察研究（対象となる患者の診療データのみを匿名化して用いる研究）であり、患者に対して研究を目的とした積極的な侵襲や介入がないため、国が定めた倫理指針では、「必ずしも対象となる患者一人ずつから、臨床研究ごとに直接同意を得る必要はない」とされている。しかし、「研究の目的を含めて、研究の実施についての情報を通知または公開し、さらに可能な限り拒否の機会を保障する事が必要」とされており、このような「オプトアウト」手法を適正に行うものとする。

9. 公開資料の展示スペース（仮称 サリン事件資料センター、東京築地周辺）

公開資料を展示し、職員を配置して適宜説明を行う。関心ある市民のほか、中学校、高校、大学の学校教育の一環としても見学を広く受け入れ、事件の風化を防ぐ。そこにくれば、学生でも化学兵器テロの全容を理解できるようなユーザーフレンドリーな印象に残る施設とする。前述したように、事件後、30年後、50年後には非公開資料も公開の方向で、サリン事件資料センターを適宜拡充してゆく。

10. 被害者の長期フォローについて

両サリン事件はまだ終わっていない。死者数は明らかにされているが、総括という意味では、何人の被災者が出て、そのうち何名の被害者が、事件後、どういう生活を送ったのか、仕事が出来ない状態になったのか、仕事を全うできる生活に戻れたのか、など、正確な転帰すらも分かっていない。そのため、東京地下鉄サリン事件では事件10年後に行われた警察庁の被害者調査リストを手がかりに、本事業のご説明をしながら、同意を得ながら、現時点で分かりうる限りの転帰を探る。また、一部の被害者に対し、NPOがボランティアで行っている後遺症調査を引き継ぎ、調査対象を広げる。調査にあたっては、単なる調査、研究を行うのみならず、被災者の声を傾聴し、その精神的、肉体的な支援に努める。

11. ネット上のアーカイブサイト

インターネット社会となった現代では、実地に足を運ばなくても、さまざまな情報が得られる時代になっている。この時代の流れに合わせ、集めた公開資料をネット上でも公開する。事件の写真や新聞記事、映像、テレビ番組などは、リンクを使って各社のアーカイブと結ぶ形にして、著作権をクリアする。しかし、サリン事件資料館（仮称）との資料重複を避け、両方が補完しあうものとする。

また、警察庁ホームページの「未曾有のテロ～オウム真理教事件の爪痕～」、公安調査庁の特集サイト「地下鉄サリン事件から26年」にも貴重な情報が記載されており、リンクを張る他、他の自然災害のアーカイブ化の取り組み、例えば、東京都公文書館、国立公文書館デジタルアーカイブ、早稲田大学 国際文学館(村上春樹ライブラリー、特に村上氏のノンフィクション作品アンダーグラウンドを中心に)、国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）、熊本地震デジタルアーカイブ、いわて震災津波アーカイブ～希望～、阪神淡路大震災の取材映像アーカイブ（朝日放送）、阪神・淡路大震災 25 年災害デジタルアーカイブ、神戸 GIS 震災アーカイブ（神戸市）などの先行的な取り組みとも連携し、リンクを張るものとする。

12. 本事業の広報

特に、本事件においては被害者が 6000 名以上におよび、個々人にアーカイブ化の承諾を得ることが現実的ではないが故に、本アーカイブの意義と実際のやり方を広く周知する必要がある。また、せっかくアーカイブ事業が立ち上がっても、広く周知されず、市民に利用されなければ、その意味は減ずる。その意味で、積極的に広報に努める。その意味で毎年 3 月 20 日、6 月 27 日の両日を、「サリン事件追憶の日」として社会に強く広報する。

13. 立入調査の実施

本事業の個人情報の取り扱い状況を監督するため、事業担当課が、履行開始時（契約後約 1 月以内）に受託者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うこととする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

14. 通報窓口の設置

厚生労働省が受託者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置していることについて、以下の内容を受託者内に説明・周知するとともに、説明・周知

した結果を「通報窓口の周知完了報告書」により事業担当課に報告すること。

15. 事業担当課等における進捗管理及び問題発生時の対応のあり方

本業務の進捗状況について、事業担当課へ定期報告を行うこととし、その旨を「作業計画書」に記載すること。当該報告は、関係者に内容の確認を行った上で、事業担当課の承認を得ること。情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、その問題の内容について報告すること。

16. 契約履行後のデータ廃棄の確認方法

本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は事業担当課から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、廃棄報告書を事業担当課に提出すること。

17. 再委託の禁止

契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう）を含む。）に再委託することはできない。委託業務における総合的な提案及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先を厚生労働省に報告し、承認を受けること。委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

18. 本事業の所管

本事業は、事業に関わる関係機関が多岐にわたることから、厚生労働省のみで完結できるものではなく、2省庁以上の調整を行いうる省庁が所管すべきであろうと思われる。